

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域の魅力を活かしたサステイナブルな移住定住促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県和歌山市

3 地域再生計画の区域

和歌山県和歌山市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

①移住希望者とのマッチングの強化

これまでシティプロモーション等を行い、観光地等としての知名度は上がっていると考えられるものの、実際にそこで住み、生活していくというイメージにはまだ結びついていない。コロナ禍で地方移住への関心が高まっている一方で、移住希望者にとって移住先を決めることはかなり大きな決断であり、現地での暮らしぶり等の移住後のイメージが明確でないと移住先として選ばれにくくなると考えられる。

②将来的な移住・定住を見据えた働き手・担い手の確保と育成

・大学誘致により改善はしたが、大学進学や就職を機とした若年層の流出は依然として多い。現状、転出後も関わりを維持し、市内への就職促進等により市に回帰するような仕組みが十分にできていない。

・本市のシンボルである「海」や「和歌山城」といった地域資源の面では、それぞれの魅力を活かし、観光地としての賑わい創出への取組や持続的に活用していくための取組に加え、次世代の担い手育成が求められている。現在、「海」については海洋ごみの漂着問題や、「和歌山城」については全ての来訪者が安心して楽しめる体制、地域が主体となって今後も活動を続けていけるような担い手へのサポート体制が不足しているなどの地域課題がある。加えて、このような地域課題について、次世代を担う地域の子供や学生が、学習を深め、問題意識を持ち、新たな魅力再発見を行うなどの機会が十分でなく、将来的な担い手育成につながっていない状況である。

③居心地の良いまちづくり

まちづくりの面では、まちなかエリア・郊外エリアについて、それぞれ独自の魅力を更に高めていくとともに、それぞれを公共交通ネットワークでつなぐことで、市全体の利便性を上げることが求められている。まちなかエリアについては、これまでの取組により一定の賑わいの兆しがあるが、一過性のものとせず、持続的な賑わいを創出していく必要がある。そのためには居心地がよく歩きたくなるまちなかの実現が必要であるが、これまでの取組により道路整備は進んでいるものの、沿道建物、民間空地等も含めた一体的な都市空間デザインの形成には至っていない。また、市外からの移住ニーズが高まっているものの、実際に住もうとすると公共交通が不便で生活しづらいと感じる人が多いため、まちなかへアクセスしやすくなる新たな公共交通手段が必要である。まちなかへの利便性を上げるためには、持続可能な運行体制づくりが求められているが、交通体系の全体的な見直しについて住民・交通事業者が連携した具体的な取組が不足している状況である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

日本全体で進む急速な少子高齢化、そして都市への人口流出により、本市においても人口減少及び少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少等が進んでおり、将来的な担い手不足・人手不足の深刻化や、新型コロナウイルス感染症の影響がもたらした地域経済への影響等を背景として、さらなる地域経済の停滞が懸念されている。

市内の人口減少に歯止めをかけるため、移住支援体制の強化や、安心して就労でき、暮らすことのできる環境の整備、また、本市の「海」や「和歌山城」といった重要な地域資源を今後も活かしていくことで、人の流れを生み出し、誰もが住みやすく、住み続けたい、働きたいと思える持続可能な地域づくりの実現を目指す。

【数値目標】

K P I ①	移住者数						単位	人
K P I ②	移住関連事業活用者数						単位	人
K P I ③	就職イベントの市外(県外)からの参加者数						単位	人
K P I ④	-						単位	-
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	140.00	10.00	10.00	10.00	-	-	30.00	
K P I ②	66.00	5.00	5.00	5.00	-	-	15.00	
K P I ③	0.00	150.00	30.00	20.00	-	-	200.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域の魅力を活かしたサステイナブルな移住定住促進プロジェクト

③ 事業の内容

① 移住希望者とのマッチングの強化

SNSやHPなどのメディアを駆使した都市圏へのPRを行い、移住潜在層・検討層を対象とした交流イベントの開催や、本市での居住体験を実施するなど、効果的なシティプロモーションを行い、本市への移住に対するイメージや認知度の向上を図る。

- ・移住マッチング事業
- ・シティプロモーション事業
- ・お試し暮らし支援・プロモーション事業

② 将来的な移住・定住を見据えた働き手・担い手の確保と育成

市内・市外・オンライン等で女性を含む幅広い年齢層の方と企業間のマッチング強化を図る。また、本市の重要な資源である「海」や「和歌山城」等の魅力を更に磨き上げ、守りながら持続的に活用していくため取組に加え、次世代の担い手である地域の子供や学生に対し、これらの資源に対する学習や地域課題解決への取組を実施することで、持続可能な「住みたい」と選ばれるまちを目指す。

- ・就職応援事業
- ・和歌山城おもてなし共創事業
- ・子ども海かいぎ事業
- ・地域課題解決学習プログラム

③ 居心地の良いまちづくり

居心地がよく歩きたくなるまちなかの実現に向けた、公共空間や沿道建物、民間空地等も含めた一体的な都市空間デザインの形成を行う。その都市空間デザインを基に、道路整備等の公共施設整備を行い、沿道建物の修景整備や民間空地の活用を行う。

また、地域特性に応じた交通ネットワークの構築について、住民・交通事業者と連携した取組のモデルを作成する。

- ・都市空間デザイン事業
- ・コミュニティバス運行検討事業

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業を通じ、本市の特性を最大限に生かしながら観光地としての賑わい創出等稼げる仕組みづくりや、次世代の担い手育成、住みやすいまちづくりの形成に加え、移住先としてのイメージを構築することで、移住・定住の取組を継続的かつ効果的に推進していくための体制を確立し、自立につなげていく。

【官民協働】

人材の確保という共通目的を達成するため、行政と民間企業が役割分担のもと事業を推進していく。行政はマッチングに向けた総合調整を図り、民間は受入れに係る体制整備と継続的な雇用に向けた支援に注力する。また、地域資源を今後も活用していくため、地域の子どもや学生と連携し、持続可能な仕組みづくりを検討していくことで次世代の担い手育成にもつなげる。

【地域間連携】

和歌山市単独ではなく、県や関西圏の他市と連携し、お互いに高めあいながらエリア全体での移住定住促進に取り組むことにより、相乗効果を図る。

【政策間連携】

持続可能な移住定住促進に取り組むことにより、関係人口の創出をはじめ、働き手の確保や魅力的なまちづくりの推進にも寄与する。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

- ・オンライン形式による移住相談や、就職支援事業の実施。

理由①

都市部の学生や移住・転職希望者等とのコミュニケーションを容易にし、市内への就職と移住を促進する実際に訪れなくても本市との接点を持ち、就職や移住につながるような体制を整備するため、就職支援や移住支援をオンライン化する。

取組②

- ・HPやSNSを活用したシティプロモーションの実施。

理由②

本市に興味を持ち、移住先の検討のきっかけとしてもらうため、専用HPにおいて移住情報だけでなく、本市の魅力等をわかりやすく幅広くPRする。また、効率的に情報発信するため、SNSに登録してもらうことにより、定期的に本市での暮らしや地域特性をわかりやすく発信し、拡散を促す。

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

外部有識者で構成する会議において、事業執行状況についての点検及び評価について調査審議し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

【外部組織の参画者】

産官学金労言士などの各分野の代表者が参画する。

予定者

- ・和歌山大学 経済学部 教授 ・和歌山県中小企業診断士協会 会長
- ・和歌山県労働者福祉協議会 常務理事
- ・近畿税理士会 税理士 ・株式会社赤土建設専務取締役

【検証結果の公表の方法】

市のホームページにおいて公表予定

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 184,300 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から

2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。